

「令和3年度アドベンチャートラベル・ワールドサミット・バーチャル北海道
映像等制作事業」委託業務 企画提案指示書

1 目的

欧米豪の富裕層を主な顧客とするアドベンチャートラベル（以下、「AT」と言う。）は、ポストコロナを見据え、本道観光を牽引する新たなツーリズムとして期待されているところ。

本年9月20日～24日までウェブ上で開催される、アドベンチャートラベル・ワールドサミット・バーチャル北海道（以下「ATWS」と言う。）は本道ならではの魅力を、世界各地のより多くの人々に発信することができる機会。

このため主催団体であるアドベンチャートラベル・トレードアソシエーション（ATTA）との連携により、水準の高い顧客ニーズを踏まえた、全道各地の自然や文化・歴史、アクティビティといった魅力あふれるコンテンツで構成される多様なツアー商品を質の高い映像で紹介するなどして、本道を訪れてその魅力に直に接したいとあっていただく方を世界中に増やす。また併せて世界中のAT関係者とのネットワークを構築できるよう、次の事業を実施する。

2 委託業務内容（企画提案事項）

アドベンチャートラベル・ワールドサミット2021 北海道実行委員会事務局（以下「事務局」と言う。）と詳細相談の上、ATWS関係者に訴求するよう以下の事業を実施すること。

- (1) 動画編集①：挨拶動画の編集、翻訳
 - ・ 2者の挨拶動画を5分程度に編集
 - ・ 翻訳（日→英）、テロップ入れ
 - ・ 素材は事務局で用意
- (2) 講演運営：日本の講演者をセミナー等へ派遣
 - ・ 講演の撮影（ZOOMの可能性あり。60分以下）
 - ・ 講演者（4人以下）に対する謝金・交通費等の支払い
 - * 道の基準による
 - ・ 映像編集と翻訳（日→英）、テロップ入れ（60分以下）
 - ※場合によっては通訳
 - ・ 講演者の選定、講演テーマ、所要時間等は事務局より別途指示
- (3) 動画撮影：ATWSで実施予定であったAT体験ツアー各コース紹介動画の素材撮影
 - ・ AT体験コース22本分の素材撮影
 - （22本分の素材を30分×8本の動画に編集する予定）
 - ・ 素材のみの撮影 * 編集は不要

・詳細は事業説明会にて示す仕様書を参照

- (4) 動画編集②：挨拶、既存動画等の編集（各素材の組み合わせ。最長25分程度）
- ・素材は事務局で提供
 - ・翻訳（日→英）、テロップ入れ（10分程度）
 - ・プレゼンテーション実施者については事務局で選定
- (5) ウェブ整備：既存の事務局BtoBウェブサイト（英語）の情報更新・追加
- ・ATWS体験ツアー各コース詳細情報(アイテナリー・デジタルブローシャー・動画等含む)を掲載した北海道側のランディングページによるPR
 - ・素材は事務局より提供
 - ・ウェブサイトは令和3年9月20日公開予定
- (6) 上記（1）～（5）業務遂行にかかる計画の策定
- (7) 上記（1）～（5）業務にかかる進行管理
- (8) 事業実績報告書及び成果物の提出
- ア 事業実績報告書：概要版を含む報告書の紙媒体3部及び電子データ
- ※ 映像の撮影地や元データ入手先・購入先、ライブラリー素材の2次利用（編集含む）に関する証明などについても記載すること。
- イ 成果物：動画撮影・編集については、HDD等による納品（ATWS主催者ならびに委託者）。ウェブサイトについては改修したコンテンツを北海道観光振興機構サーバーへ登録すること。

3. プロポーザル参加の資格要件

- (1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独法人であること。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。
- ア 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者で、道内に本社又は事業所を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。
- また、コンソーシアムの場合においては、少なくとも1者が道内に本社又は事業所を有しており、事業期間において事務局と遅滞なく連絡を取れる体制を確保できること。
- イ 原則として、過去2年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。

- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - エ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - オ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - （ア）本店及び事業所が所在する都道府県の税
 - （イ）消費税及び地方消費税
 - キ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
 - ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - （ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - （イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - （ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- （3）事業説明会に参加可能であること

4 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

（1）業務遂行能力

映像制作やAT等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

スケジュール及び事業内容において、柔軟性のある対応が可能な体制となっているか。

（2）企画提案の目的適合性

ア 【全体】 指示内容が十分理解されているか。

イ 【全体】 A T及びA T W Sについて十分に理解した内容であるか。

ウ 【動画撮影】 仕様書に示す動画と同水準の撮影を行う能力を有しているか。

エ 【動画撮影】 A T W SならびにP S Aのテーマ等を考慮し、A T体験ツアー各コースの魅力をP Rできる内容か。

オ 【ウェブ】 BtoB 向けのウェブサイト内容であることを踏まえ、A T商品づくりに訴求する提案となっているか。

（3）実現性

事業の組み立てや予算配分、スケジュールに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

5 業務上の留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 提出いただいた企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (5) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (6) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (7) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (8) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。
- (9) ヒアリングはZOOMでの参加を可とする。

6 契約方法等

公募型プロポーザル方式による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

7 予算上限額

40,266千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

本事業は、観光庁が令和3年度に行う「新たなインバウンド層の誘致のためのアドベンチャーツーリズム推進事業」を活用して実施する予定である。このため、当該事業の予算額の変更等が判明した場合には、本委託業務の内容及び予算上限額について、変更又は事業が中止になる場合がある。

また、ATWS2021北海道実行委員会の令和3年度予算の議決前であるため、議決結果によっては本委託業務の内容及び予算上限額について、変更又は事業が中止になる場合がある。

以上の場合は、事務局と提案者の双方の協議により提案内容の変更、または契約を行わないことがある。

8 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結の日から令和3年10月1日（金）まで

(2) 業務スケジュール

6月25日(金)： 公示・実行委員会ウェブサイトに掲載

6月30日(水)： 事業説明会（ZOOMを予定）

7月 2日(金)： 企画提案参加表明期限

7月 8日(木)： 企画提案書の提出期限

7月 9日(金)： 審査会（ヒアリング審査）の実施

7月 上～中旬： 委託事業者決定
7月 上～中旬： 契約締結、事業開始
7月30日(金)：一部映像納品
8月20日(金)：全映像納品
8月27日(金)：編集動画納品
9月20日(月)：ウェブサイト公開（予定）

(3) 業務完了日

令和3年10月1日（金）までに事業を終了し、事業実施報告書を作成・提出すること。

9 応募手続

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び企画提案書を提出すること。

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

- (ア) 道内に営業拠点を有していることがわかる資料（登記事項証明書等（写し可））
- (イ) 税を滞納している者でないことがわかる証明書（道税の納税証明書（写し可）、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可））
- (ウ) コンソーシアムにあっては、協定書の写し
- (エ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式））
 - ・健康保険法第48条の規定による届出
 - ・厚生年金保険法第27条の規定による届出
 - ・雇用保険法第7条の規定による届出

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和3年7月2日（金）午後3時00分（必着）

エ 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

アドベンチャートラベル・ワールドサミット2021 北海道実行委員会事務局
（北海道経済部観光局観光振興課内）

担当：石塚、渡邊

電話：011-206-6944

E-mail：ishizuka.takahiro@pref.hokkaido.lg.jp

watanabe.mika@pref.hokkaido.lg.jp

オ 提出方法

持参又は郵送（必着。郵送は簡易書留に限る）

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

企画提案書の作成にあたっては、上記2の(1)～(5)に係る企画提案事項のほか、下記の項目についても企画提案書に記載すること。

(ア) 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする。 (A4 用紙1枚程度)

(イ) 実施スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(ウ) 事業実績

過去2年以内の本事業と同種、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。

(エ) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

(オ) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※交通費、宿泊経費、コーディネート費、翻訳費等

イ 提出部数

A4 サイズ9部（社名あり1部、社名なし8部）

※審査上、具体的な企業名・氏名がわからないよう伏せて作成すること。

ウ 提出期限

令和3年7月8日（木）午後3時00分（必着）

エ 提出場所

(1)のエに同じ

オ 提出方法

持参又は郵送（必着。郵送は簡易書留に限る）

10 著作権等の取扱い

(1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は実行委員会に帰属するものとする。

(2) 成果品および構成素材に係る知的財産等

ウェブ掲載等への二次利用も見込まれることから、成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権及びその他の権利に抵触することがないように十分に配慮するこ

と。

11 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

採択された提案内容は、事務局と協議の上、修正する場合がある。

(2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。

12 その他

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに9の(1)エの担当者に連絡すること。

(4) 本業務の成果品に係る著作権は実行委員会に帰属する。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約保証金の納付

要（但し、免除規定あり）

(8) 関連情報を収集するための窓口

9の(1)エに同じ。

(9) プロポーザルに関する説明

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、6月30日（水）午後にZOOMでのオンライン開催とし、参加表明者に対し後日開催時間及びURLを通知する。

希望者は6月29日（火）15：00までに「9（1）エ」の担当者に連絡すること。

なお、説明会時に得た情報は、本事業の提案目的のみに使用し、使用後は破棄するようお願いいたします。

また、提出された企画提案書の内容について、8（2）のとおりヒアリングを行うこととする。

(10) 審査結果及び特定者名

公表する。

(11) 新型コロナウイルス感染対策の遵守

事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

- ① 事業実施にあたり、各業界団体のガイドラインを遵守すること
- ② 「北海道スタイル」を実践すること